

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

2014年11月11日

アトラ株式会社

代表取締役社長 久世 博之

問合せ先：取締役管理担当 田中 雅樹

06-6533-7622

<http://www.artra-group.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令遵守のもと、経営の公正性、健全性、透明性を高め、効率的な経営に取り組み、当社のステークホルダーの長期的な利益の最大化を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上最重要課題であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
一般社団法人みどり会	1,335,000	70.26
久世 博之	245,000	12.89
塩中 一成	120,000	6.32
片田 徹	120,000	6.32
田中 克典	40,000	2.11
柚木 孝夫	40,000	2.11

支配株主名	一般社団法人みどり会
-------	------------

親会社名	該当事項はありません。
親会社の上場取引所	—

補足説明

一般社団法人みどり会は、当社代表取締役社長久世博之が代表理事を務める、資産管理を目的とした法人であります。なお、上場に伴う公募及び売出しによって、一般社団法人みどり会は支配株主に該当しなくなる予定であります。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 マザーズ
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主との取引を行っておらず、今後も行わない方針であります。例外的に取引を行う場合には、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について取締役会において十分審議したうえで、意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	—
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室とは毎月定期的に、監査の実施状況等について相互に報告及び情報共有に努めています。

また、会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任しており、監査役、会計監査人及び内部監査室は、定期的に情報交換を行い、相互に適切な連携を図ることにより、監査の有効性と効率性を高めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
佐藤 正和	他の会社の出身者									
岩田 潤	公認会計士				○					
奥村 佳文	税理士									

※1 会社との関係についての選択項目

- a.親会社の出身である
- b.他の関係会社出身である
- c.当該会社の大株主である
- d.他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e.他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f.当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g.当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h.本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i.その他

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当社社外監査役に選任している理由
佐藤 正和	○	—	国立大学の講師及び元会社経営者としての知識と経験に基づき、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言をいただけたと判断し、社外監査役に選任しております。また、当社と利害関係が無く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員と指定しております。
岩田 潤	○	—	公認会計士として知識と経験に基づき、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言をいただけたと判断し、社外監査役に選任しております。また、当社と利害関係が無く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員と指定しております。
奥村 佳文	○	—	税理士として知識と経験に基づき、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言をいただけたと判断し、社外監査役に選任しております。また、当社と利害関係が無く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員と指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

今後、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化・充実を図るために、社外取締役を選任し、独立役員とすることを検討しております。具体的には、当社の属する鍼灸接骨院業界に精通した人物を選任できるように選考を行っております。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、当社の企業価値向上に資することを目的として、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外監査役,従業員
-----------------	-----------------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が 1 億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役の報酬等の額の決定に関する方針を定めておりませんが、取締役の報酬等については、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、取締役会の開催に際し、管理部が資料の事前配布や経営状況の説明等を行っており、その他の重要事項についても情報収集のサポートを行う等、経営監視機能の確保に努めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

○ 取締役会

当社の取締役会は、取締役 6 名(うち社外取締役なし)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。鍼灸接骨院の業界に明るい人材を中心に、財務・営業等の経験を積んだ人材も投入し、より広い視野にもとづいた経営意思決定を可能とした布陣にて構成しております。取締役会は原則月 1 回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時に開催しております。

○ 監査役会

監査役会は、社外監査役 3 名(うち常勤監査役 1 名)で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動監査を行っております。非常勤監査役は、公認会計士または税理士であり、それぞれの職業倫理の観点より経営監視を実施しております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席、取締役・従業員・会計監査人からの報告収受等の法律上の権利行使のほか、重要な会議への出席や各部署へのモニタリングに取り組んでおります。また、内部監査室が実施している内部監査の報告（月 1 度）に基づき、監査役と内部監査室による 2 者間において情報共有を図っております。

さらに、会計監査人とは定期的に協議する等、相互の適切な連携を図り、監査の有効性及び効率性を高めております。

○ 内部監査

内部監査は内部監査室を設置し、内部監査室長を 1 名選任しております。

内部監査は、当社が定める内部監査規程に基づき当社の業務運営の及び財産管理の実態を調査し、当社事業に関わる諸法令、定款及び社内規程への準拠性を確かめ、誤謬、脱漏、不正等の防止に役立て、経営の合理化及び能率の促進に努めております。

○ コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は代表取締役、取締役、部長及び外部の弁護士にて構成されており、定例として月 1 度開催され、主に近時のコンプライアンス事案の共有や反社会的勢力との取引遮断に係る最終意思決定等の役割を担っております。なお、監査役全員も出席し、意見を述べております。

○ リスクマネジメント委員会

リスクマネジメント委員会は取締役及び監査役にて構成されており、定例として 6 ヶ月に 1 回開催し、意見交換を行っております。各取締役が自己の分掌範囲において責任を持ってリスク管理体制の構築に努めており、また、必要に応じて顧問弁護士や税理士等の外部専門家の助言を仰ぐ等の方法により、リスク回避に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は、業界や事業ならびに会計に精通した取締役 6 名で構成されており、経営に関する意思決定や事業運営上の重要事項について検討等を行っております。

監査役会は豊富な経験と専門的な幅広い見識を有している社外監査役 3 名（内 1 名は常勤監査役）で構成されており、取締役会等の重要会議の出席等を通じて取締役の業務執行を監査しております。また、会計監査人及び内部監査室と相互に連携しており、十分な監視機能は確保しております。

よって、現体制において、経営の透明性や公平性を高め、適切なコーポレート・ガバナンスが有効に発揮できるものと考えております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知書の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期が12月のため、定時株主総会は3月下旬に開催しております。開催日についてはより多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を避けるよう配慮してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的開催は予定しておりませんが、今後検討すべき事項と考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第2四半期決算及び年度決算終了後に、アナリスト・機関投資家向けの説明会の実施を検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページのIR情報サイトを開設し、決算情報や適時開示情報等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署は管理部であり、迅速・正確かつ公正な会社情報の開示を行ってまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は、内閣総理大臣認定の公益財団法人日本ユースリーダー協会の主旨に賛同しています。青少年のキャリア形成、及び文化・スポーツなどの余暇活動を推進するとともに、広く若い世代の国際協力・能力開発を推進し、国際社会で活躍する青少年の育成に努めています。</p> <p>また、自社でも街の清掃活動等に積極的に取り組み、社会的弱者へのフォローアップ活動を行っております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社は、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に対して、正確な会社情報を適時適切に開示することが上場会社としての極めて重要な責務と考えております。この責務を果たすことが、健全な証券市場の一員として必要不可欠であると認識しており、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公正な会社情報の開示を継続的に行っていくことが重要であると考えております。</p>

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）を整備し運用することが経営上の重要な課題であると考え、平成 26 年 7 月 15 日開催の取締役会において以下の基本方針を決定し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保する体制を整備しております。

1、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
- ②当社は、企業理念を着実に遂行することを目的とし、遵守、留意すべき事項として企業行動憲章を制定。また、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンス規程を制定する。
- ③法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス規程に基づく方法により、社内に設置する相談窓口に報告を行う。当社は、通報内容を秘守し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
- ④内部監査室は、業務執行部門から独立するものとし、当社における業務活動の適正性及び効率性につき監視を行う。
- ⑤監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

2、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これを見渡せる体制を構築する。

3、損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した社内規程を制定し、リスクコントロールを図る。
- ②有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。

4、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれの執行手続の詳細について定める。

5、当社における業務の適正を確保するための体制

- ①「企業理念」、「経営理念」を社内で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
- ② 監査役及び内部監査室は、取締役及び使用人の職務執行状況の監査等を行うものとする。

6、財務報告の適正性を確保するための体制

当社の財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

7、監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ①取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員（監査役補助者）として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置するとともに予算を策定する。
- ②取締役は、監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとする。
- ③監査役より監査業務に必要な業務指示及び命令を受けた使用人は、その業務指示等に関して、取締役の指揮命令を受けないこととする。

8、取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役会に報告する。
- ②監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、取締役及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告する。この重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。
- ③監査役への報告が、誠実に漏れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。

9、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役監査に関する基準及び基本事項を規定し、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査役会規程並びに監査役監査基準を定める。監査役は同規程及び同基準に定めるところにより、業務監査及び会計監査を行う監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができるとともに、社長、内部監査室、監査法人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

10、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動憲章に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、当社の作成している反社会的勢力対応マニュアルに定めている不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、役員及び従業員による主要な会議や、朝礼等の機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図り、反社会的勢力に対する関係の一切排除を定め、遵守するよう徹底しております。

コンプライアンス委員会においても「反社会的勢力に対する基本方針」に則した議案を取り上げ協議し、また情報及び意見交換をしております。また、当該委員会での議案を従業員に対し、コンプライアンス勉強会として情報共有並びにコンプライアンスの徹底を図るよう徹底しております。

反社会的勢力排除体制として反社会的勢力対応マニュアルを制定し、所管部署は管理部として、運用を行っております。具体的には、新規取引先については、インターネット検索及び外部調査機関等を用いた情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先についても、毎年3月、9月には取引先全社の調査を行っております。

また、取引先との間で締結する取引基本契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。なお、株主、役員、従業員に対し誓約書を受け入れることとしており、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

また、反社会的勢力対応の主管部署を管理部とし、不当要求防止責任者を選任・配置しており、反社会的勢力断固排除の姿勢で、不当要求などの事案ごとに関係部門と協議し対応しております。外部の専門機関との連携としては、所轄警察署、暴力追放運動推進センターなどと行っております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、今後検討すべき事項と考えております。

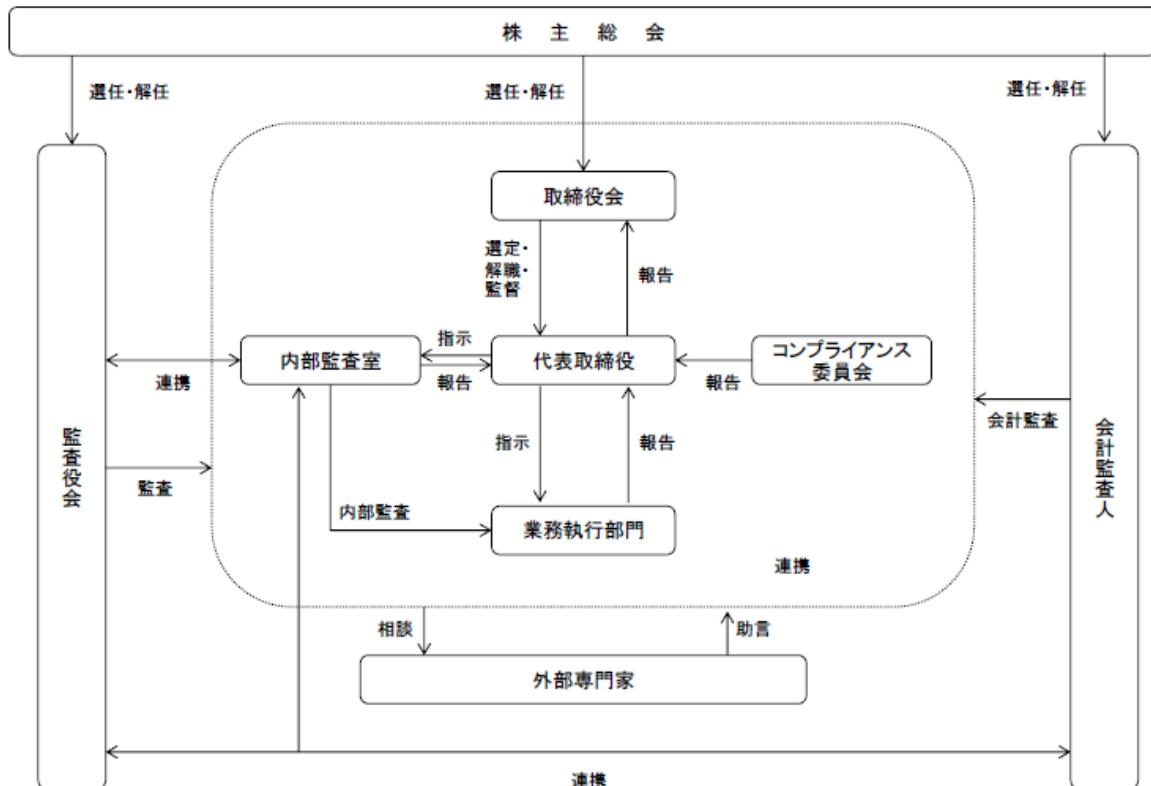
コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

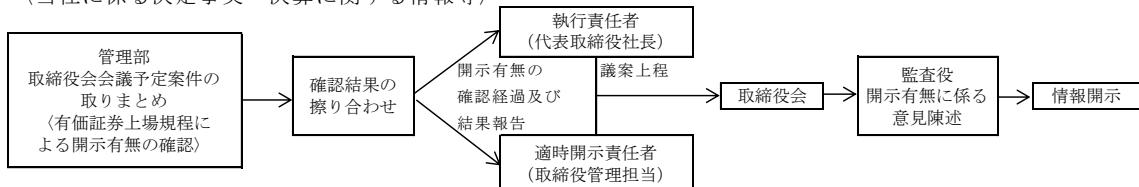
該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】

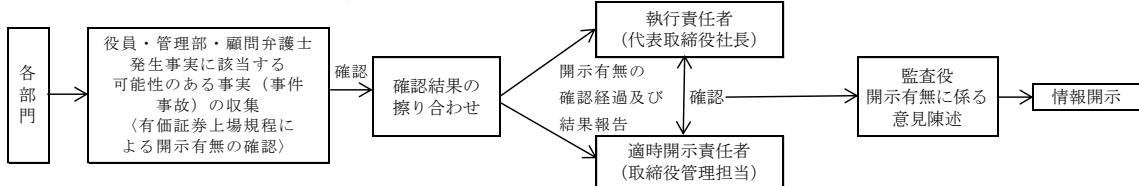


【適時開示体制の概要（模式図）】

（当社に係る決定事実・決算に関する情報等）



（当社に係る発生事実に関する情報等）



以上